

株主総会支援サービス KabuKura 利用約款

この『株主総会支援サービス KabuKura 利用約款』（以下「当約款」といいます）は、株式会社オプティマ（以下「当社」といいます）が提供する『株主総会支援サービス KabuKura』（以下「当サービス」といいます）の利用に関して適用される条件を、当サービスを利用するすべてのユーザー（以下「お客様」といいます）と当社の間で定めるものです。お客様は、当サービスの利用にあたり、当約款のすべての項目に同意するものとします。

第1条（用語の定義）

当約款における用語について、以下のとおり定義します。

用語	定義
ユーザー申請書	当サービスの利用開始にあたりお客様から事前に提出いただく、利用期間や管理責任者を定めた書類 (お客様が必要事項を記入して提出するものとします)
ライセンス証明書	当サービスの利用開始時に当社より発行する、当サービスの使用許諾を証明する書類
サービス仕様書	当サービスの利用に関し、当約款で定める内容以外を含めた詳細な仕様、サービス利用条件、保守サービス条件、およびその他追加サポート時の条件等を定める書類 (条件や提供内容により、複数の仕様書を提示する場合があります)
利用契約	当サービスの利用に関し、お客様と当社の間で締結する当約款および付随書類の総称 (利用契約には当約款の他に、ユーザー申請書、ライセンス証明書、サービス仕様書、ならびにその他個別の見積書および発注書が含まれます)
関連サービス	当約款第3条で定める、当社以外が提供元となるサービスの総称 (同条の「AWS」および「OpenAI」が対象として含まれます)
保守サービス	お客様が当サービスの利用を継続するうえで必要となる、当社からの問い合わせサポートや、定期的または不定期的なソフトウェアの更新等を行うサービス (保守サービスの具体的な内容は、別途サービス仕様書で定めるものとします)
サービス料金	当サービスの利用にあたり、その対価として当社がお客様へ別途提示する料金 (サービス料金には、当サービスの基本利用料のほか、保守・サポート費用や追加カスタマイズ費用など、当サービスの利用を目的として発生する当社からのすべての請求が含まれます)
認証情報	当サービスの利用においてログイン時に必要となる、ID やパスワード等の識別情報 (固有の認証情報に関する詳細な取り扱いの条件は、当約款第8条で定めるものとします)
当社提供物	当サービスの利用にあたり、当社がお客様に提供する文書、資料、設備、およびその他一切の有体物、ならびに各種情報の総称

第2条（利用契約の成立）

1. 利用契約は、お客様がユーザー申請書を提出し、当社からこれを承諾する旨の通知が到達したことをもって成立するものとします。
2. お客様は、ユーザー申請書の提出をもって、当約款の内容に同意したものとみなします。なお、当約款は、他に定めのある場合を除き、ユーザー申請書に記載した注文日（以下「利用申込日」といいます）より適用されるものとします。
3. 当社は、利用申込日から5営業日以内に、ユーザー申請書の内容に関する諾否を所定の方法でお客様へ通知します。
4. 当社の所有するWebサイト等において当社が公開、または個別に通知もしくは提示する当サービスの利用に関する説明や注意事項等は、当約款とともに利用契約へ適用されます。
5. 当約款各条項の規定にかかわらず、お客様が当サービスの利用を開始するまでの間において、当社が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様の責に帰すべき事由の有無を問わず、当社は利用契約の締結を拒否または撤回することができるものとします。
 - 1) お客様の申込に従って当サービスを提供することが技術上またはその他の理由により困難である場合
 - 2) お客様が提出した書類に虚偽の記載、誤記や記入漏れ・不足事項があった場合
 - 3) お客様に第15条第1項または第2項のいずれかに該当する事由がある場合、またはそのおそれがある場合
 - 4) 当サービスについて、お客様が過去に当社からその利用を停止、または利用契約を解除されていた場合
 - 5) お客様が当社の競合他社等に当社の営業秘密を漏洩する行為をとったことがある場合、またはそのおそれがある場合
 - 6) お客様が当社の業務妨害となるような行為やその他当社に不利益な行為をとったことがある場合、またはそのおそれがある場合
 - 7) お客様が利用契約上の義務を怠るおそれがある場合
 - 8) 上記各号のほか、当社がお客様へ継続的に当サービスを提供することが困難である場合
6. お客様が当サービスに関連するオプションサービスを利用する場合は、別途締結する契約書等の記載に従うものとします。
7. お客様と当社の間で、当約款と別段の合意事項がある場合は、原則として当該事項が当約款に優先して適用されるものとしますが、その場合であっても、当該合意事項を除く他の事項については、なお当約款が適用されるものとします。
8. 当約款は、2020年4月1日施行の民法第548条の2第1項により定められる「定型約款」です。

第3条（関連サービスの適用）

1. 当社は、当サービスにおける主たるクラウドサービスとして、Amazon Web Services, Inc.（以下「AWS社」といいます）が提供するAmazon Web Services（以下「AWS」といいます）を使用するものとし、お客様は以下の各号が当約款とともに利用契約へ適用されることをあらかじめ

了承するものとします。

- 1) お客様は、利用契約の有効期間中において、AWS 社が提示する利用規約（<https://aws.amazon.com/jp/legal/>）（以下「AWS 利用規約」といいます）に同意し、これを順守するものとします。
 - 2) お客様は、AWS 利用規約が AWS 社の裁量により予告なく変更されることがあり、また同規約の変更時は変更後の内容がただちに適用されることについて同意するものとします。
 - 3) お客様は、AWS 利用規約の内容に変更があった場合には、当該変更内容に応じて当サービスの内容にも変更が生じることについて同意するものとします。
 - 4) 利用契約の成立後、AWS 社が AWS の提供を承諾しない場合、当社は損害賠償義務を負うことなく利用契約を解除することができるものとします。その場合、当社とお客様は、当サービスの提供および利用について、別途協議し合理的な解決を図るものとします。
2. 当社は、当サービスにおける生成 AI を使用した機能（以下「AI 機能」といいます）について、Microsoft 社が提供する Azure OpenAI Service（以下「OpenAI」といいます）を使用するものとし、お客様は以下の各号が当約款とともに利用契約へ適用されることをあらかじめ了承するものとします。
- 1) お客様は、利用契約の有効期間中において、Microsoft 社が提示する以下の内容（以下、(i)と(ii)を総称して「OpenAI 利用規約」といいます）に同意し、これを順守するものとします。
 - i) 行動規範（<https://learn.microsoft.com/en-us/legal/cognitive-services/openai/code-of-conduct>）
 - ii) データ、プライバシー、セキュリティ（<https://learn.microsoft.com/en-us/legal/cognitive-services/openai/data-privacy>）
 - 2) お客様が AI 機能の使用時に入力するテキスト（以下「入力データ」といいます）について、当社ならびに Microsoft 社は二次利用を行わないものとします。なお、お客様は入力データが著作権者の利益を不当に侵害しないことを保証するものとします。
 - 3) お客様が AI 機能を使用して出力したテキストおよびデータファイル（以下「出力データ」といいます）について、当社ならびにサービス提供元は二次利用を行わないものとし、また当社は出力データについて著作権が発生することを保証しないものとします。なお、お客様は AI 機能で自律的に生成された出力データを利用する場合、第三者の著作権を不当に侵害しないよう注意を図るものとします。
 - 4) お客様は、OpenAI 利用規約が Microsoft 社の裁量により予告なく変更されることがあり、また同規約の変更時は変更後の内容がただちに適用されることについて同意するものとします。
 - 5) お客様は、OpenAI 利用規約の内容に変更があった場合には、当該変更内容に応じて当サービスの内容にも変更が生じることについて同意するものとします。
 - 6) 利用契約の成立後、Microsoft 社が OpenAI の提供を承諾しない場合、当社は損害賠償義務を負うことなく利用契約を解除することができるものとします。その場合、当社とお客様は、当サービスの提供および利用について、別途協議し合理的な解決を図るものとします。

第4条（契約期間）

1. 当サービスの契約期間は、ライセンス証明書へ記載することとします。
2. 当サービスの契約期間を決定する際は、お客様がユーザー申請書に記載した「利用開始日」から1年間を基準とします。
3. 契約期間の満了時において、利用終了日から30日前までにお客様または当社のいずれからでも解約の意思表示がなかった場合、その契約期間は同一の条件で満了日の翌日から1年間を基準に継続されるものとし、以後同様とします。
4. お客様ならびに当社は、本条第3項で定める契約期間の更新を希望しない場合、契約期間満了日から30日前までに相手方へ書面または電子メールで通知することにより、満了日をもって利用契約を解除する旨を申し出ることができるものとします。
5. 本条の前項までの条件にかかわらず、お客様は、当サービス利用可否の判断を目的とする場合に限り、当社が別途定める期間を条件として当サービスを利用することができるものとします。

第5条（サービス料金）

1. お客様は、当社が別途提示するサービス料金を、当社所定の期日ならびに方法で支払うことにより、当サービスを利用することができるものとします。なお、サービス料金の支払いに要する手数料は、お客様が負担するものとします。
2. 当サービスにおいて、国内外のエネルギー供給情勢や金属等の価格、雇用条件の変化等、経済情勢の変動・利用環境の変化により、サービス料金の改定が必要となった場合、当社は契約期間内であっても、別途適切な方法でこれをお客様へ通知し、サービス料金を改定できるものとします。
3. 本条の前項までの条件にかかわらず、お客様は、当サービス利用可否の判断を目的とする場合に限り、当社が別途定める料金を条件として当サービスを利用することができるものとします。
4. 利用契約に定めがない場合であっても、お客様の依頼またはお客様の責に帰すべき事由により、当社がお客様に対して当サービスもしくはそれ以外のサービスを提供し、またはそれを継続するために必要な業務、作業その他の行為を実施した場合、当社はお客様に対して相当の対価を請求することができるものとします。
5. 本条の各項で定めるサービス料金およびその他の利用契約等にもとづく債務について、お客様が所定の支払期日を過ぎてもこれを履行しない場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から起算した支払日（当社の指定する銀行口座に入金記帳された日付を指します）の前日までの日数に、14.6%/年の割合（1年を365日とする日割）で計算した遅延利息金を元本金額に加算し、当社の指定する方法により支払うものとします。なお、当該遅延利息金の支払いに要する手数料は、お客様が負担するものとします。

第6条（サービス仕様）

1. 当サービスは、お客様の所属組織で実施される株主総会およびそれに関連するイベント等の実施において、質疑応答時に参照する想定問答集の適切な管理・運用をサポートすることを想定したサービスです。
2. 当社は、当サービスの提供にあたり、お客様へ KabuKura アプリケーション（以下「当アプリ」といいます）の非独占的な使用权を付与します。
3. お客様は、当サービスの利用にあたり、当アプリ以外で別途ソフトウェア、ミドルウェア、ハードウェア、インターネット通信環境、およびその他の環境等が必要となった場合、お客様自身の責任と負担によりこれらを整えるものとします。
4. その他、当約款の各条に定めのない詳細な仕様については、サービス仕様書において定めるものとします。

第7条（サービス仕様の変更）

1. 当社は、事前に通知することなく当サービスの内容を変更することができるものとします。なお、当該変更が行われた場合、当社が提供すべき当サービスの内容は変更後のものによります。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、当社が当サービスのサービスレベルを引き下げる変更において、当該変更がお客様に対して不利益（ただし、軽微なものを除きます）を生じさせると当社が判断した場合、当社は第28条で定める手続に従い、お客様へ当該変更の事前通知を行うものとします。

第8条（認証情報）

1. お客様は、当社ならびにお客様が発行する固有の認証情報について、第三者へこれを開示、貸与、共有しないとともに、当該情報が第三者へ漏洩することのないよう、パスワードの適宜変更等を行い厳重に管理するものとします。
2. お客様が管理する認証情報が第三者によって不正利用されたことを感知し、またはお客様自身によって認証情報を漏洩、紛失、もしくは不正利用したことが発覚した場合、その状況を速やかに当社へ届け出るものとします。
3. 認証情報の不正利用により当サービスが利用された場合であっても、当該行為はお客様自身による利用とみなされるものとし、サービス料金の負担およびその他一切に関わる支払いはお客様を請求対象とするものとします。
4. 本条第2項にもとづく不正利用、漏洩、紛失を原因としてお客様に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当該不正利用、漏洩、紛失が当社の故意または重大な過失に起因する場合にはこの限りではありません。
5. お客様は、本条第2項にもとづく不正利用、漏洩、紛失を原因として当社に損害が生じた場合、自身の有責性の有無にかかわらず当社の損害・費用を補てんするものとします。当該不正利用、漏洩、紛失が当社の故意または重大な過失に起因する場合にはこの限りではありません。
6. お客様は、認証情報の開示、確認または再発行が必要な場合、当社が別途定める方法によりこ

れを要求するものとします。なお、セキュリティ確保の観点から、当社は如何なる場合であっても、電話による認証情報の開示、確認または再発行の要求に応じないものとします。

第9条（バックアップ）

1. お客様は、当サービスがインターネット通信網を介したサービスであり、本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険性が存在することを理解したうえで、当サービスを利用するものとします。
2. お客様が当サービスにおいて送受信および登録するデータ等について、お客様は当該データ等を自らの責任でバックアップして保管するものとし、当社は当該データ等の保管、保存、バックアップ等に関して一切の義務および責任を負わないものとします。
3. 当社は、システム保安上の理由等により、本条第2項の当該データ等を一時的にバックアップする場合がありますが、これは当該データ等の保全を目的とするものではなく、当社がお客様からの当該データ等の提供要求に応じる場合であっても、当該データの完全性等を保証するものではありません。

第10条（当サービスの利用に関する責任）

1. お客様は、利用契約にもとづき当社提供物を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。ただし、お客様の所有に帰した当社提供物についてはこの限りではありません。
2. お客様は、当サービスを通じてお客様が発信した情報や受信した情報、その他当サービスの利用に関わるお客様の行為およびその結果について一切の責任を負い、当社に対して如何なる不利益や損害を与えてはならないものとします。
3. お客様が当サービスを利用することにより当社に損害が生じた場合、お客様は当該損害（合理的な金額の弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。
4. お客様は、当サービスの利用にあたり第三者とトラブルや紛争などに発生した場合、お客様の責任においてこれを解決する義務を負うものとします。また、お客様が当サービスを利用することにより第三者に損害が生じた場合、お客様は当該損害を填補する責任を負うものとします。ただし、当項において当該事由が当社の責に帰する場合においてはこの限りではありません。

第11条（管理責任者）

1. お客様は、当サービスの利用開始にあたり管理責任者ならびに運用担当者を定め、ユーザー申請書への記載をもって当該情報を当社へ通知するものとします。
2. 当サービスの提供および利用にあたり、当社からお客様への確認事項および依頼事項に関する連絡は、原則としてお客様の管理責任者を通じて行うものとします。
3. お客様は、本条第1項で通知した管理責任者または運用担当者に関する情報に変更が生じた場合、当社が別途定める方法で速やかに当該変更を当社へ通知するものとします。

第12条（禁止事項）

1. お客様は、当サービス利用にあたり自ら以下の各号の行為を行わず、また第三者をして以下の各号の行為を行わせないものとします。
 - 1) 当社提供物に対する不当な改造または改ざん行為
 - 2) 当社提供物に対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他一切の解析行為
 - 3) 当社ならびに第三者の提供するソフトウェア（OS、ミドルウェア、各種アプリケーションソフトウェア、コンテンツ、データベース類を含む）またはハードウェア（コンピュータ・サーバー、ストレージ、電気通信設備その他の機器を含む）へウイルスやスパム等の有害コンピュータプログラムを組み込み、または送受信等する行為
 - 4) 当社ならびに第三者の提供するソフトウェアまたはハードウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為、その他設備等の利用や運営に支障を与え、または与えるおそれのある行為
 - 5) 商用・非商用の別を問わず、当社の承諾を得ずに当サービスを第三者へ利用させる行為
 - 6) 商用・非商用の別を問わず、当サービスおよび当社提供物を譲渡、貸与、サブライセンス、レンタル、リースする行為
 - 7) 当社または第三者の財産、名誉、プライバシー、または肖像権等を侵害し、または侵害するおそれのある行為
 - 8) 当社または第三者になりすまして当サービスを利用する行為
 - 9) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力ある行政措置に違反する行為
 - 10) 犯罪行為に関連する行為、または公序良俗に反する行為
 - 11) その他、当サービスの利用にあたり、当社が不適切または不利益と判断する行為
2. 当社は、お客様の行為が本条第1項に違反したことを認識した場合、事前にお客様へ通知することなく、当該違反行為に関する情報を削除することができるものとし、以後当該事由が解消された場合であっても、削除済の情報を復帰する義務を負わないものとします。
3. 当社は、お客様の行為およびお客様が提供、送受信、または登録する情報について、これを監視する義務を負わないものとします。

第13条（当サービスの停止）

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、当サービスの一部または全部について、その提供を一時的に停止することができるものとします。
 - 1) 当サービスに関するプログラムまたは関連サービスに障害が発生したことにより、当サービスの提供が困難となった場合
 - 2) 当社の責に帰さない事由により、関連サービスが停止し、または不具合が生じた場合
 - 3) インターネットプロバイダの責に帰すべき事由により、インターネット回線が利用できない場合
 - 4) インターネット通信機器や回線等について、当該当事者の責に帰すべき事由により不具合が生じた場合
 - 5) 天災地変、停電、テロなどの不可抗力により当サービスの提供が著しく困難となった場合
 - 6) 当サービスまたは関連サービスの保守作業が行われる場合

2. 本条第1項により当サービスが停止する場合、当社はお客様に対して当該事項に関する通知を可能な限り事前または事後に行うものとします。ただし、通知が困難な場合においてはこの限りではありません。
3. 本条第1項による当サービスの停止に伴ってお客様に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 本条第1項により当サービスが停止する場合、お客様におけるサービス料金の支払義務は原則としてその影響を受けないものとします。ただし、当サービスの停止後に将来的な再開の可能性が見込まれない場合、当社とお客様は別途協議し、当該サービス料金の措置について合理的な解決を図るものとします。

第14条（当サービスの終了）

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、当サービスの一部または全部について、その提供を終了することができるものとします。
 - 1) 当社が当サービスの一部または全部について、その提供を終了する決定を行い、終了の90日前までにこれを公表またはお客様へ通知した場合
 - 2) 関連サービスが利用できなくなった場合等、当社の責に帰する事由によらず当サービスの提供が著しく困難となった場合
 - 3) 天災地変、停電、テロなどの不可抗力により当サービスの提供が著しく困難となった場合
2. 当社は本条第1項にもとづき当サービスの一部または全部を終了する場合、その程度に相当する利用契約の一部または全部が当然に終了するものとし、またこれについて一切の責任を負わないものとします。ただし、同項(1)にもとづき当社都合で当サービスの全部を終了させる場合、当社は第16条の規定にもとづき対象となるお客様への返金措置を講じるものとします。

第15条（当社の行う解約）

1. 当社が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様の責に帰するべき事由の有無を問わず、当社はお客様への事前の通知または催告なしに当サービスの停止、または利用契約の全部もしくは一部の解除を行うことができるものとします。
 - 1) お客様の行為が第12条第1項の各号で定める禁止事項のいずれかに該当する場合
 - 2) お客様が当約款に違反した事が判明し、当社からの是正要求に対し改善の余地が見込まれないと合理的に判断される場合、または当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、お客様が当該期間内にこれを是正または履行しない場合
 - 3) 支払停止または支払不能となった場合、または手形または小切手が不渡りとなった場合
 - 4) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立を自ら行った場合、または申立てを受けた場合
 - 5) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 6) お客様の信用状態に重大な不安が生じた場合
 - 7) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

- 8) その他、利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 当社は、お客様が当約款第 23 条で定める反社会勢力等であると当社が判断した場合、お客様の責に帰すべき事由の有無を問わず、事前の通知または催告なしに当サービスの停止および利用契約の解除を行うことができるものとします。
 3. 当社は、本条第 1 項および第 2 項にもとづき利用契約を解約する場合、お客様に利用料の返還を行わないものとします。
 4. お客様は、本条第 1 項および第 2 項にもとづく利用契約の解約時点において、当社に対する未払いの債務が存在する場合、当該債務について当然に期限の利益を失い、また直ちに当社に対して弁済を行うものとします。

第 16 条（返金等）

1. 当社の責に帰する事由により利用契約を終了する場合（当約款第 14 条第 1 項(1)で定める場合を含む）で、お客様がサービス料金をお支払い済み、かつ契約終了日からお客様の当初の契約満了日までの期間が 1 ヶ月以上となる場合、当社は対象となるお客様に対して個別の返金額を算出し、返金対応の要否を確認するものとします。
2. 本条第 1 項の規定にもとづき当社が個別のお客様へ支払う返金額は、1 年間分の基本利用料および保守料の合計金額を基準として、契約終了月の翌月から当初契約満了日までの月数で按分して算出される金額とします。
3. 当サービス利用に付随して個別に締結されたオプションサービスの契約について、当社が当該オプションに関する作業を開始しており、かつ当該オプションの提供ならびに検収が完了していない時点で当該契約を終了する場合、当社は当該オプション費用に対する請求金額を再計算するものとします。
4. 本条第 3 項の規定にもとづき当社が個別のお客様へ請求する金額は、解約成立時点までの実作業日数に 5 万円を乗じた金額を基準とします。なお、算出された金額が当該契約締結時に定めた金額を下回る場合には、当社はその差額について減額対象とみなし、お客様へこれを請求しないものとします。
5. 本条第 1 項および第 2 項で定める返金額の算出時、その金額に 1 円未満の端数があった場合は小数点以下を切り捨てるものとします。
6. 本条第 1 項および第 2 項で定める返金対応時における当社からの支払いは、別途お客様と合意する指定口座への振り込みとし、その支払いに要する手数料はお客様が負担するものとします。
7. 当サービスを利用済の期間にかかる基本利用料ならびに保守料、および検収済のオプション費用について、当社は受領したサービス料金の返金を行わないものとします。

第 17 条（権利帰属）

1. 当社からお客様に提供されるサービスや、当社提供物に関する知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）、ノウハウ等を含む）、および当社がお客様に所有権を移管した提供物を除く所有権は、すべて当社に帰属し、

当社が他の権利者から権利の許諾を受けている場合には当該権利者に帰属するものとします。

2. お客様は、当サービスを利用するにあたり、本条第1項で定める内容をあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社がお客様に対して、当サービスに係るソフトウェアおよび対象ドキュメントを収録した一切の媒体を貸与する場合、それらの所有権は当社に帰属するものとします。
4. 当サービスに係る対象ソフトウェアおよび対象ドキュメントをアップデートする場合、その内容および時期は当社の裁量によるものとします。
5. 本条第4項で定めるアップデートについて、その内容の一部または全部が過去にお客様から有償で依頼された追加・変更の内容と同一または類似していた場合であっても、お客様は当社に対して当該アップデートに係る求償または権利帰属に関する異議申し立てを行わないものとします。

第18条（お客様固有情報）

1. 当社は、お客様が当サービスを利用し、当サービスに登録・入力されたお客様固有の情報（以下「お客様固有情報」といいます）を、お客様の同意なしに参照または閲覧して利用しないものとします。
2. 本条第1項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はお客様固有情報を正当な範囲で参照または閲覧して利用することがあるものとします。このとき、当社は参照または閲覧した当該情報を、当該目的以外の用途に利用しないものとします。
 - 1) 以下のいずれかによる強制処分が行われた場合において、当該処分の対応に必要な範囲内で利用する場合
 - i) 刑事訴訟法第218条、および同法他条の定めにもとづく処分
 - ii) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく処分
 - iii) その他、裁判所の命令もしくは法令（日本国法に限られない）にもとづく処分
 - 2) 生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲内で利用または開示する場合
 - 3) 当サービスを運営するために必要な業務（利用料金の算定等）において、当該業務のために必要な範囲内で利用する場合
 - 4) 当サービスを構成するソフトウェアの維持または修正のために必要な情報を収集する場合

第19条（秘密情報の取り扱い）

1. 当約款における「秘密情報」とは、お客様固有情報、および当サービスの利用契約により当社ならびにお客様が知り得る相手方の内部情報、技術情報、システム、ノウハウ等の情報を指し、これらの情報は、当該情報が秘密情報である旨の明示の有無、および媒体（書面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等）への記録の有無を問わないものとします。
2. 本条第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - 1) 情報を受領する前に、既に公知となっていた相手方の情報

- 2) 情報を受領する前に、自らが既に知っていた相手方の情報
 - 3) 情報を受領した後に、自らの責に帰さない事由により公知となった相手方の情報
 - 4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - 5) 相手方の秘密情報と無関係に独自に開発した情報
3. 当社ならびにお客様は、善良なる管理者としての最新の注意義務をもって秘密情報を厳重に管理し、自己の役員または従業員（正社員、契約社員、派遣社員等のすべての関係者を含み、以下これらを総称して「本件従業員等」といいます）であって当サービスに関わる業務へ従事し当該秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要最小限の範囲内でこれを開示するものとします。
 4. 当社ならびにお客様は、本件従業員等に対して利用契約にもとづき自己の遵守すべき義務と同等の義務を負担させ、これを遵守させるものとし、本件従業員等の行為について一切の責任を負うものとします。
 5. 本条第3項ならびに第4項の場合に関わらず、当社またはお客様は、法令の定め、裁判所の決定、および権限を有する官公庁からの請求・命令等により開示すべき情報については、必要な範囲において、秘密情報を開示することができるものとします。
 6. 当社ならびにお客様は、原則として秘密情報を第三者へ開示しないものとします。ただし、相手方から書面による事前承諾を受け、かつ当該第三者へ当約款と同等以上の秘密保持義務を課した場合においてはこの限りではありません。
 7. 当社ならびにお客様は、本条第6項の定めにより第三者へ秘密情報を開示した場合、当該第三者に当約款に定める条件と同等の秘密保持義務を負担させ、これを遵守するよう監督するとともに、当該第三者と連帯して利用契約の義務の履行に関する責任を負うものとします。
 8. 当社ならびにお客様は、相手方から秘密情報を破棄または返却する旨の要請があった場合、当社が認める合理的な範囲で速やかにこれに対応し、当該結果を書面にて相手方へ通知するものとします。

第20条（個人情報の取り扱い）

当サービスの提供にあたり当社が取得したお客様の個人情報は、当社 Web サイト内の「プライバシーポリシー」（<https://www.opt.co.jp/privacy>）で定める内容に従って取り扱うものとします。

第21条（資料等の提供と取り扱い）

1. 当社が利用契約上の義務を遂行する目的で、お客様へ必要な個人情報や社内組織体制表および関連資料等の提供を求める場合、お客様はこれらを当社へ無償で提供するものとします。
2. 本条第1項で規定される情報および関連資料等について、お客様がその提供を拒否し、または提供の遅延や提供内容の誤り等が発生したことを原因として、当社の当サービスに関する債務不履行および当社提供物の契約不適合等が発生した場合、当社はその責任を負わないものとします。

第22条（損害賠償の制限）

1. 当社またはお客様が利用契約に違反して相手方へ損害を与えた場合、当該当事者は直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、間接損害、特別損害、派生的損害および付随的損害は除くものとします。
2. 本条第1項に定める損害賠償の請求額は、帰責事由の原因が生じた日が属する期間を対象とする利用契約に記載された金額を上限とします。

第23条（非保証）

1. 当社は、当サービスの提供にあたり、当該システムの過負荷やシステム不具合に起因して発生するデータの破損、欠落、紛失等について、その責任を一切負わないものとします。
2. 当社は、お客様が当サービスの利用内容変更または解約を行ったことに伴うデータの破損、欠落・紛失等について、その責任を一切負わないものとします。
3. 当社は、当約款第3条で定める関連サービス自体の仕様、契約不適合、バグ等に起因して発生する損害について、その責任を一切負わないものとします。
4. 当社は、当サービスならびに当約款第3条で定める関連サービスに存在する、既知および未知のセキュリティ脆弱性に起因して発生する損害（第三者による不正アクセスが行われた場合を含む）について、その責任を一切負わないものとします。
5. 当社は、以下の各号について一切の保証を行わないものとします。
 - 1) 当サービスがお客様の特定の目的に適合すること
 - 2) 当サービスにお客様が期待する機能、商品的価値、有用性が存在すること
 - 3) 当サービスに不具合が生じないこと
6. 当社は、当サービスの利用により生じる結果について、お客様に対してその責任を一切負わないものとします。
7. 当社は、当サービスに関連してお客様または第三者に生じる損害について、それらの予見または予見可能性の有無を問わず、その責任を一切負わないものとします。
8. 本条の前項までの各規定は、当社に故意または重大な過失が存在する場合には適用しないものとします。

第24条（反社会的勢力等の排除）

1. お客様および当社は、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」といいます）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
 - 1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - 2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. お客様および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないこと

を相手方に対して確約します。

- 1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
- 2) 違法行為または不当要求行為
- 3) 業務を妨害する行為
- 4) 名誉や信用等を毀損する行為
- 5) 前各号に準ずる行為

第 25 条（通知方法）

1. 当社は、当約款にもとづいてお客様に対して行う通知および連絡（以下「通知等」といいます）を、当サービス Web サイト（<https://www.opt.co.jp/solution/kabukura/>）への掲示、または当約款第 11 条で定めるお客様の管理責任者または運用担当者の連絡先に対する電子メールの送付等によって、適切かつ合理的に行うものとします。
2. 本条第 1 項で定める通知等を Web サイトへの掲示により行う場合、当社は当該通知等を当該 Web サイトのページ上に公開された時点でお客様へ通知されたとみなすものとします。
3. 本条第 1 項で定める通知等を電子メールにより行う場合、当社は当該通知等をお客様の連絡先メールアドレスへ送信した時点でお客様へ通知されたとみなすものとします。
4. 本条の前項までで定める通知等について、お客様の連絡先が事実と異なるために当該通知等がお客様へ到達しなかった、または到達が遅延した場合、当社は当該通知等が本来到達すべき時点でお客様へ通知されたとみなすものとします。

第 26 条（第三者への委託）

1. お客様は、当社が当サービスの提供に必要な事業の一部を第三者（以下「委託先」といいます）に委託する場合があることを、あらかじめ了承するものとします。
2. 当社が本条第 1 項にもとづき委託先の選定、および選定した委託先の管理を行う場合は、当社規定に準じるものとします。
3. 当社は、委託先に対してお客様の個人情報を預託しないものとします。

第 27 条（権利義務の譲渡）

1. お客様は、利用契約上の地位、利用契約にもとづく権利義務の一部または全部を第三者に譲渡（事業譲渡による場合を含む）または移転する場合、会社分割・合併を行う場合には、あらかじめ当社の書面による承諾を得なければならないものとします。
2. お客様が本条第 1 項に違反した場合、当社は直ちに本契約を解除することができるものとします。

第 28 条（約款の変更）

1. 当社は以下の場合、当社の裁量において当約款を変更することができるものとします。
 - 1) 当約款の変更がお客様の一般的な利益に適合するとき
 - 2) 当約款の変更が変更前の契約目的に反せず、かつ変更の必要性ならびに変更後の内容の相当

性が合理的であるとき

2. 本条第1項にもとづく当約款の変更にあたり、当社は変更後の当約款が効力を発生する30日前までに、変更後の当約款の内容ならびにその効力発生日を当約款第25条で定める当サービスWebサイト内の適切な場所に掲示し、またはお客様へ電子メールで送付することで、当該変更を行う旨を通知するものとします。
3. 変更後の当約款の効力発生日以降にお客様が当サービスを利用した場合、お客様は変更後の当約款で定める内容に同意したものとみなします。

第29条（協議）

1. 当約款に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、法的手続に先行して、まず両者誠意を持って協議し解決を図るものとします。
2. 本条第1項の協議を行う場合であって、当社の求める場合、お客様は当該協議を行う旨の合意を書面または電磁的記録にて行うものとします。

第30条（有効解釈）

当約款のいずれかの部分が無効である場合でも、当約款全体の有効性には影響がないものとします。無効とされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効解釈が行われるものとします。

第31条（存続条項）

当約款第1条（用語の定義）、第8条（認証情報）第3項ならびに第5項、第10条（当サービスの利用に関する責任）第3項ならびに第4項、第12条（禁止事項）第2項ならびに第3項、第14条（当サービスの終了）第2項、第15条（当社の行う解約）第3項ならびに第4項、第17条（権利帰属）、第18条（お客様固有情報）第2項、第22条（損害賠償の制限）、第23条（非保証）、第27条（権利義務の譲渡）、第30条（有効解釈）、本条（存続条項）および第32条（合意管轄）に関する定めは、利用契約の終了後も、なお有効に存続するものとします。ただし、第19条（秘密情報の取り扱い）に関する定めは、利用契約の終了後5年間有効に存続するものとします。

第32条（準拠法と合意管轄）

当約款は日本法に準拠するものとし、当サービスの利用に関して当社とお客様の間で訴訟等の法的手続を行う必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

（附則）

附則（2019年8月31日）

本利用約款は、2019年8月31日から施行します。

附則（2020年4月1日改定）

改定後の本利用約款は、2020年4月1日から施行します。

附則（2020年9月1日改定）

改定後の本利用約款は、2020年9月1日から施行します。

附則（2023 年 11 月 10 日改定）

改定後の本利用約款は、2023 年 11 月 10 日から施行します。

附則（2025 年 6 月 30 日改定）

改定後の本利用約款は、2025 年 10 月 1 日から施行します。